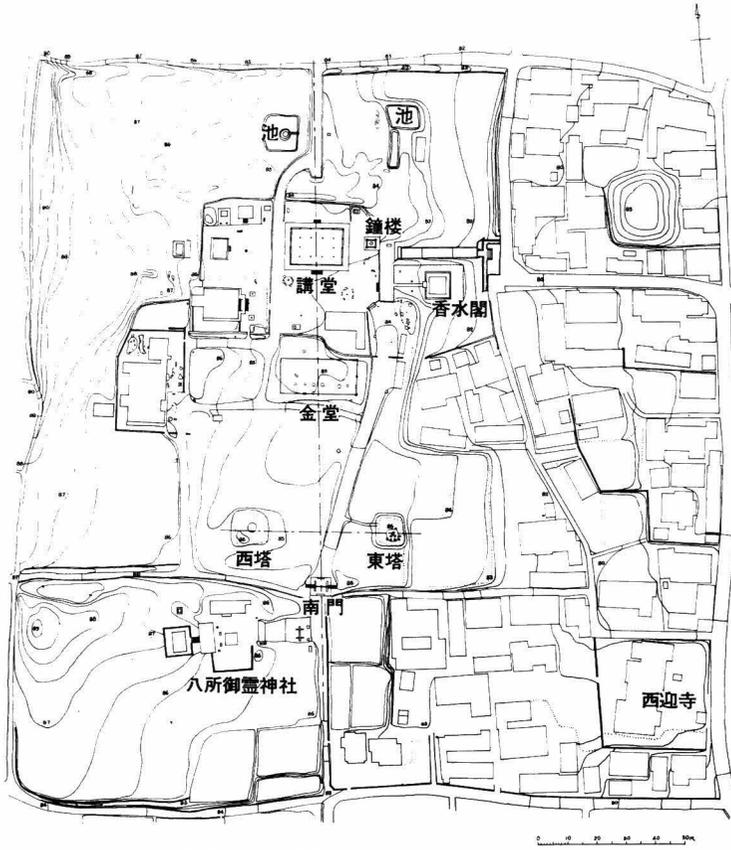


秋篠寺調査概要

秋篠寺調査概要



第1図 秋篠寺寺地実測図

建造物研究室
歴史研究室
美術工芸研究室

昭和39年9月7日から1週間にわたって、建造物研究室は秋篠寺の寺地と本堂を調査した。調査中、本堂小屋裏から木札・絵馬類を発見したので、そのご、歴史・美術工芸両研究室と共同で秋篠寺の調査をおこなった。以下、調査対象ごとにその概要を報告する。

1 寺地

秋篠寺の名は『続日本紀』宝亀11年6月の項にみられるがその創立年時は明瞭でなく、『興福寺官務牒疏』には宝亀7年(776)、『秋篠寺縁起』には同11年(80)と異なつて伝えられている。現存する堂舎のうち、本堂は鎌倉時代初期に建立されたものであるが、他はいずれも新しいものである。境内には金堂・東西両塔の跡が、土壇や礎石を残していて(西塔心礎は現在本堂東南方に移しおかれている)、旧規をしのぶことができる。

現境内は地形上四周が限られ、判然とその範囲を示している。東限の東門の南北は、台地の東縁に当り、南限の南門東西には、築地痕跡とみられる低い土塁が残る。また西・北は

小道で限られ、それに内接して土塁状の高まりが認められる。これらに限られる境内は、東西500尺南北600尺の広さをもつ。

当研究所作製の1/1000地図上に、西大寺蔵の京北班田図によつて秋篠寺周辺の条里の坪の界線をひいてみると、秋篠寺の位置は内経寺と記される位置に適合し、現本堂は講堂、金堂跡は金堂、香水閣は香水井と、それぞれ条里図に記される坪に合致するが、南大門の坪は現境内より南の坪に相当する。したがつて、旧寺地は現境内より広い範囲を占めていたとみられよう。

地形からは、現境内の西・北辺を共通して、東・南を道路で限る広い区画が認められ、これを旧寺地とみなすと班田図の南大門の位置はこの範囲に含まれる。東京大学蔵の西大寺・秋篠寺争論の図に、秋篠寺の南に土塁状の構築物が描かれているが、周辺の状況から現地形にあてると、より広い区画の南限に相当し、旧寺地についての推測を裏付ける。とすれば、旧寺地は東西280尺南北800尺の広さになる。

伽藍中軸線として、現南門と本堂（講堂跡）前面中央間の中心を結び、この軸線は東西両塔のほど中央をよこぎるが、両塔の東西軸線や南門・金堂跡・本堂とは、等しく約2度傾く。前掲の争論図には、西大寺の西方を南北に通る秋篠寺南門に至る大道が描かれているが、これを1/1000図上で水田畦畔からたどると、旧京内では三坊大路に相当し、京北条里地域から北は斜行して秋篠寺に至つている。伽藍中軸線はこの斜行する大道と同じ方位をもち興味深い。

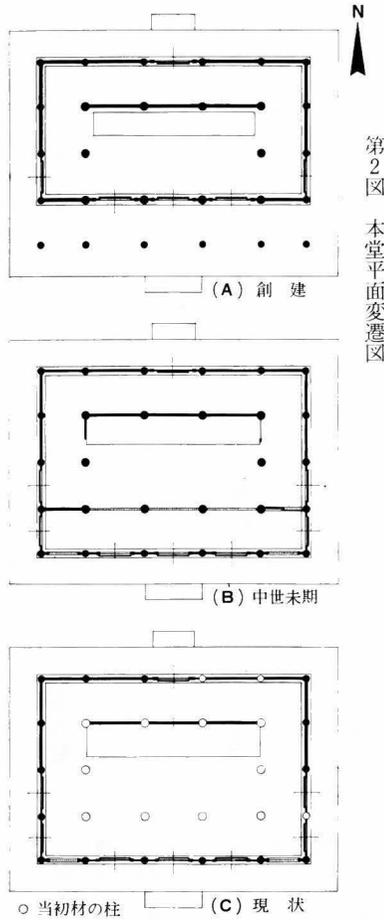
境内の遺跡について簡単に述べる。塔跡の礎石は奈良時代の特徴をもつ出柄のある円柱座を造りだした礎石である。現状では原位置にあ

る礎石は少いが、移動した礎石位置から旧平面を推定すると、方15尺ほどの小さな塔になる。金堂礎石は、塔と異つて柱座の造りだしのない自然石そのままであり、本堂礎石に似る。前述の伽藍中軸線から考えると、金堂は9間×7間になり、柱間は正面中央が10尺その他の間9.5尺ほどとみられる。『縁起』には保延元年(1153)6月講堂を残すほか一山炎上したと伝えられ、講堂が鎌倉時代初期に再建されていることや金堂の礎石、柱間寸法(本堂柱間に似る)などから考慮すれば、現在残る金堂跡の礎石は、奈良時代当初のものでなく、本堂と同じ頃に造られた金堂の遺跡でないかと推定される。(工藤圭章)

2 本 堂

本堂は明治31年特別保護建造物に指定され同年解体修理をうけている。昭和28年に国宝に指定された。構造形式は桁行5間梁間4間、単層寄棟本瓦葺、四隅のみに束のある壇上積基壇を有し正・背面各中央1間に4級の石階をもつ。礎石は花崗岩自然石、床面はたゞき土間。柱はすべて円柱。斗拱平三斗。中備間斗束。身舎では大斗上に大虹梁を、側入側間は繫虹梁をかける。虹梁先端はいづれも鯖の尾とする。

身舎では大虹梁上に直接天井格縁をのせ組入天井を張り、庇では化粧軒裏とし、角繁極二軒、切裏甲。正面中央3間戸口、両端間連子窓。側面南より2間ならびに背面中央間は戸口、他は土壁としている。柱間と榿割は桁行中央3間は12.55尺(16支)、梁行中央2間は10.03尺(13支)、脇間は9.52尺(12支)であり、これらはそれぞれ造営尺の12.5尺・10尺・9.5尺にあたりとみられる。柱高は側柱11.57尺、入側柱13.9尺。柱径は側柱で1.4尺弱、入側柱は1.6尺ほどある。身舎背面



第2図 本堂平面変遷図

3間は土壁で中央間に小さい戸口を設ける。この壁面の前に東西26尺・南北6尺ほどの木製仏壇を置く。(第2図C)

復原的考察の資料となる柱・小屋材のうち、入側柱は明治修理にすべて高根継ぎされて残るが、側柱は東側面南より第二、背面東より第二・第四の合計3本のみ残して明治材となり、小屋も明治修理の際にまったく形式を変更され、一部に旧材の断片を使用しているのみである。

しかし、その他の部材はほぼ当初材と明治材とに大別でき、中間の補足材は少数なので当初から明治修理までは大きな構造上の変更を受けなかつたようにみえる。そこで柱・梁などに残る各種の痕跡から旧状の復原的考察を行うこととした。

まず、正面入側柱南面と東妻南より第二柱の南面に注意すると、これら柱表面と繫虹梁下面にはかなりの風蝕がみられ、もと前面側柱通りが吹き放しではなかつたか、と思わせる。

正面入側西より第二柱(身舎西南隅)の正背両面に地長押とりつき痕とみられる風蝕差と釘穴がある。他の柱は高根継ぎで痕跡が消滅している。同じく正面入側通の各柱間に鴨居とりつけの当りと釘穴とみられるものがあつて、とりつけた時の材の咬み痕、鑿たての痕、当りによる風蝕差をもとどめる。中央三間ではこの取付痕がほぼ内法高位置にあるとともに、中央一間ではそれより ≈ 50 尺、両脇では2尺ほど上にも同様とりつけ痕が残る。たゞし東端間では同取付痕跡が他の間より5寸程高く、鴨居より上に壁間渡穴、側柱内面では鴨居より下に外に偏して壁の痕跡がある。

以上のような痕跡を考慮しながら明治修理前の実測図をみると正面中央間の上方の鴨居痕跡附近に横材を通し、上に菱欄間を描いている。そこで上方の鴨居痕跡は修理直前の状態とみられるが、下方の痕跡にみられる横材当りも大きさは等しいので、もと下方にあつた鴨居を後に上へ挙げたものである。横材痕跡より上には欄間の当りをしめす丹土と風蝕差、巾約2寸7分をへだてて二列の止釘穴例がある。

以上から、以前は前面入側通り低い内法(敷鴨居間5尺程)の格子の上に高さ6.75尺ほどの欄間がつき、西端の側入側間では格子上が土壁になつていたこと。東端間では格子ではなく小壁片引戸だつたことになる。これを後に中央三間分の格子戸の内法を高め、特に中央一間の格子は特に一段と高くし欄間は切り縮められたのである。

(第2図B)

しかし、このような格子のみの戸締りで前面を吹きはなしたのかどうかは疑問が生じる。前面側柱が一本も残っていないので決定的な証拠は得られないが、現戸口脇の方立(7寸×3.5寸)は現扉側に間渡穴列があり、反対側脇壁つきの方の上端に楣の仕口らしいものとそれより下方に巾1.8寸の小穴が続いて残っているらしい。そこでもしこの方立が左右入れちがい、間渡が柱に向かい壁がついたとすると、方立に楣がとりつくことになり異例であるし楣の下に小穴が通るのも考えられないことから、この方立は元来方立外の脇柱を削つたもので、この脇柱上方に楣がつき、下の小穴に方立が入つたものと考えられる。

ところで入側通り中央三間にこのような戸口を用いたかどうかについては、現状では内法長押も脇小壁も痕跡を残さないが、柱面に添木してそれに間渡穴を穿つた例もあり、そのような添木止釘穴とみられるものも拾うことができる。また内法長押を用いず無目を入れたともみられる痕跡も繫虹梁の仕口より約5分上つた位置に存在する。

そこで、先にのべた正面戸口の方立がもと角柱で、現在妻戸に用いられている古い方立がその角柱の小穴にはめられていたことをみとめると、入側通柱間に納まつていた旧扉を高きだけ縮めて前面側通りに移したことを推定できる。

すなわち、この本堂の建立当初の姿は正面側通りは吹放し、入側正面中央三間は扉、両端間は壁(柱面に添木したとみられる釘穴あり)。妻側南より二間目も正面と同様な扉仕立とみられる。(東側南より第二柱北面内側に頭貫より下2.9寸ほどの間、外からの風蝕あり、戸口上無目と頭貫の間が空いていたためであろう。)(第2図A) これを後に扉を側通りに移

し、入側には格子および欄間による間仕切を入れ、後さらに格子のせいを高めて欄間を切縮めたことになる。

現在正面両脇にある連子窓は様式上室町頃のものとみられるので、戸口が側通りに移された時、またはさらに後の時期に附加されたこととなろう。なお、現仏壇は剣巴紋つきの古い餉物台を改造したもののようであるが、その下には古い仏壇の土壇が残り、一部に凝灰岩石材が使用されている。

明治修理前の小屋構造は実測図によると大虹梁両端附近に束を立てて野梁を受け、さらに棟束で棟木を支える主体構造が残されており、あるいは創建時のものが補修されて使われていたか、とみられる。小屋内に現在使われている古材断片に「三年六月上棟」の墨書の左半分があるが年号部分は残っていない。

以上のような復原をみとめると、唐招提寺金堂と同様な前面吹き放しの建築が、従来知られていた興福寺東金堂・喜光寺本堂以外にも存在していたことになり、奈良時代と同様な仏堂の空間構成が鎌倉時代初期にも採用された重要な実例となろう。(沢村 仁)

3 木 札

本堂小屋裏より発見された木札は完形品、断簡合せて255点である。そのうち巡礼札など4点を除く251点は秋篠寺修二月夜荘殿頭差定札であるが、ここではこれに重点をおいて述べる。

251点中、完形品は53点、年号記載の断簡は81点上る。その時期は鎌倉時代末の嘉暦2年(1332)から室町時代後期の大永4年(1524)に

及ぶ約200年間に属するものである(第1・2表参照)。

矩形の板の上端を圭頭に切落した形のもが大部分を占め、一部は矩形の板のままである。高さは15×21cm、巾は6×10cmと大きさにはかなりの相違がある。その本文は大同小異であるから、その代表例として2点を選び次に掲げる。

(16)「差定 秋篠寺修二月夜莊嚴事

三番頭 五郎三郎 大河
ヲ、カワ

右任恒例依衆儀所差定如件

大行事惣社十三所大明神八所御霊

若王子宰相三所大明神証誠

薬師如来太元明王五大力并

使者堂童子

応永二年 丑二月三日 敬白

(97)「差定 秋篠寺恒例修二月夜莊嚴頭事

三番頭 ヨモ四郎 ヲシクマ

右任恒例依衆儀差定所如件

大行事惣社十三所大明神

八所御霊若王子宰相三所大明神

証誠薬師如来太元明王

五大力并

使者堂童子

永正二年 乙丑二月三日 敬白

秋篠寺調査概要

これらは秋篠寺での修二月会夜莊嚴の頭を定めたものである。木札(97)には「明年」とあるが、このように「明年」または「明年頭」と特に注記されたものは8点のみである。しかし日附は「二月 日」とあるもの1点を除いては、いずれも皆2月3日であるから、特に注記されていないものも、翌年の頭を定めたものと考えられる。

頭は一番頭から三番頭までの三つに分れていたようであるが、現存するのは一番頭―2点、二番頭11点で、他はすべて三番頭である。三番頭のみは複数であつたようであるが、永正8年(1511)には現在明かなだけでも7人もおり、毎年かなりの数がいいたものと考えられる。

一・二・三番頭それぞれがどのような役目をもっていたかは明かでない。その記載を見ると一番頭は「良尊」「シンシヤウトノソノキョウ」といづれも法名を持つている。二番頭は住所の記されないもの―6、ワキター2、テラウチ―1、ユヤノサカ―1、大川―1と住所の記されないものが過半数をしめている。ところが三番頭は数多くある中で、住所の記載されないのは僅かに5例に過ぎない。住所の記載のないものはたまたま書落されたということも考えられよう。しかし「某殿」と殿を付けて呼ばれている者(地侍層)に住所が記されていないことから考えると、住所の記載のない者は住所を記さなくてもわかるようなもの、即ちかなりの有力者であつたことによるのではなからうか。こう考えれば一番頭はもとより、二番頭もかなりの有力者になつたものと考えられる。

三番頭についても「某殿」と呼ばれる地侍層がいた。住所のわかるもの113点中、忍熊―27、中山―25、大川―12、その他―49と、秋篠寺

しかし、このような格子のみの戸締りで前面を吹きはなしたのかどうかは疑問が生じる。前面側柱が一本も残っていないので決定的な証拠は得られないが、現戸口脇の方立（7寸×31寸）は現扉側に間渡穴列があり、反対側脇壁つきの方の上端に楣の仕口らしいものとそれより下方に巾18寸の小穴が続いて残っているらしい。そこでもしこの方立が左右入れちがい、間渡が柱に向かい壁がついたとすると、方立に楣がとりつくことになり異例であるし楣の下に小穴が通るのも考えられないことから、この方立は元来方立外の脇柱を削つたもので、この脇柱上方に楣がつき、下の小穴に方立が入つたものと考えられる。

ところで入側通り中央三間にこのような戸口を用いたかどうかについては、現状では内法長押も脇小壁も痕跡を残さないが、柱面に添木してそれに間渡穴を穿つた例もあり、そのような添木止釘穴とみられるものも拾うことができる。また内法長押を用いず無目を入れたともみられる痕跡も繫虹梁の仕口より約5分上つた位置に存在する。

そこで、先にのべた正面戸口の方立がもと角柱で、現在妻戸に用いられている古い方立がその角柱の小穴にはめられていたことをみると、入側通柱間に納まつていた旧扉を高さだけ縮めて前面側通りに移したことを推定できる。

すなわち、この本堂の建立当初の姿は正面側通りは吹放し、入側正面中央三間は扉、両端間は壁（柱面に添木したとみられる釘穴あり）。妻側南より二間目も正面と同様な扉仕立とみられる。（東側南より第二柱北面内側に頭貫より下29寸ほどの間、外からの風蝕あり、戸口上無目と頭貫の間が空いていたためであろう。）（第2図A）これを後に扉を側通りに移

し、入側には格子および欄間による間仕切を入れ、後さらに格子のせいを高めて欄間を切縮めたことになる。

現在正面両脇にある連子窓は様式上室町頃のものとみられるので、戸口が側通りに移された時、またはさらに後の時期に附加されたこととなろう。なお、現仏壇は剣巴紋つきの古い餉物台を改造したもののようであるが、その下には古い仏壇の土壇が残り、一部に凝灰岩石材が使用されている。

明治修理前の小屋構造は実測図によると大虹梁両端附近に束を立てて野梁を受け、さらに棟束で棟木を支える主体構造が残されており、あるいは創建時のものが補修されて使われていたか、とみられる。小屋内に現在使われている古材断片に「三年六月上棟」の墨書の左半分があるが年号部分は残っていない。

以上のような復原をみると、唐招提寺金堂と同様な前面吹き放しの建築が、従来知られていた興福寺東金堂・喜光寺本堂以外にも存在していたことになり、奈良時代と同様な仏堂の空間構成が鎌倉時代初頭にも採用された重要な実例となろう。（沢村 仁）

3 木 札

本堂小屋裏より発見された木札は完形品、断簡合せて257点である。そのうち巡礼札など4点を除く251点は秋篠寺修二月夜莊殿頭差定札であるが、ここではこれに重点をおいて述べる。

251点中、完形品は53点、年号記載の断簡は81点上る。その時期は鎌倉時代末の嘉暦2年（1321）から室町時代後期の大永4年（1524）に

及ぶ約200年間に属するものである(第1・2表参照)。

矩形の板の上端を圭頭に切落した形のもので大部分を占め、一部は矩形の板のままである。高さは15×21cm、巾は6×10cmと大きさにはかなりの相違がある。その本文は大同小異であるから、その代表例として2点を選び次に掲げる。

(16)「差定 秋篠寺修二月夜莊嚴事

三番頭 五郎三郎 大河

右任恒例依衆儀所差定如件

大行事惣社十三所大明神八所御霊

若王子宰相三所大明神証誠

薬師如来太元明王五大力并

使者堂童子

応永二年丁二月三日 敬白

(97)「差定 秋篠寺恒例修二月夜庄嚴頭事

三番頭 ヨモ四郎 ヲシクマ

右任恒例依衆儀所差定所如件

大行事惣社十三所大明神

八所御霊若王子宰相三所大明神

証誠薬師如来太元明王

五大力并

使者堂童子

永正二年乙二月三日 敬白

秋篠寺調査概要

これらは秋篠寺での修二月会夜莊嚴の頭を定めたものである。木札(97)には「明年」とあるが、このように「明年」または「明年頭」と特に注記されたものは8点のみである。しかし日附は「二月 日」とあるもの1点を除いては、いずれも皆2月3日であるから、特に注記されていないものも、翌年の頭を定めたものと考えられる。

頭は一番頭から三番頭までの三つに分れていたようであるが、現存するのは一番頭―2点、二番頭11点で、他はすべて三番頭である。三番頭のみは複数であったようであるが、永正8年(551)には現在明かなだけでも7人もおり、毎年かなりの数がいたものと考えられる。

一・二・三番頭それぞれがどのような役目をもっていたかは明かない。その記載を見ると一番頭は「良尊」「シンシヤウトノキヨウ」といづれも法名を持つている。二番頭は住所の記されないもの―6、ワキター2、テラウチ―1、ユヤノサカ―1、大川―1と住所の記されないものが過半数をしめている。ところが三番頭は数多くある中で、住所の記載されないのは僅かに5例に過ぎない。住所の記載のないものはたまたま書落されたということも考えられよう。しかし「某殿」と殿を付けて呼ばれている者(地侍層)に住所が記されていないことから考えると、住所の記載のない者は住所を記さなくてもわかるようなもの、即ちかなりの有力者であったことによるのではなからうか。こう考えれば一番頭はもとより、二番頭もかなりの有力者になつたものと考えられる。

三番頭についても「某殿」と呼ばれる地侍層がいた。住所のわかるもの113点中、忍熊―27、中山―25、大川―12、その他―49と、秋篠寺

〔第1表・年号記載のもの〕

番号	年	番頭	氏名	住所
29	同	3	シヤ□女	ヲウカワ
28	同	3	ムマ二郎	ヲウカワ
27	同	3	?	?
26	永享2	3	イタイケ	カワチ
25	同	2	ケン太郎	ワキタ
24	同	3	八郎太郎 <small>(カ)</small>	ハタ
23	同	3	トナリ女	トヒ
22	同	3	フク女	中山
21	同	3	?	?
20	同	3	?	?
19	同	3	セイシン	ヲウカワ
18	同	3	五郎サ□郎 <small>(カ)</small>	?
17	同	3	スミ <small>(カ)</small>	(ナシ)
16	同	3	五郎三郎	大河
15	同	3	チキ□	トヒ
14	応永2	3	五郎太郎	ヲウカワ
13	同	2	サコノタラウ	テラウチ
12	同	3	(マユ七カ)	ナカヤマ
11	同	3	ウコノタラ□	ナカ□
10	同	3	シユンハル女	(ナシ)
9	明德2	3	ノマル	カウチ
8	康応2	3	ハルイシニヨ	イスイタニ
7	嘉慶2	3	御坊次郎	ヲシクマ
6	同	?	?	?
5	康暦2	?	又五郎	(?)
4	応安5	3	又 <small>(カ)</small> 五郎	シヤクロ
3	貞治6	2	ツルイシ次郎	(ナシ)
2	康安2	3	力次郎	(ナシ)
1	嘉暦2	3	?	?
59	同	?	?	?
58	同	8	五郎三郎	大川 <small>(?)</small>
57	同	3	弥七	忍熊
56	同	3	八郎太郎	大カワ
55	同	7	子ミ女	スカワラ
54	同	5	子ツル女	ヤマモト
53	同	3	?	ヲシクマ
52	同	?	トナリ女	ユヤノサカ
51	文明2	2	シヤウツノ	(ナシ)
50	文正2	2	?	?
49	文正2	2	エモン五郎	ワキタ
48	同	6	良尊	?
47	同	3	衛門次郎	中山
46	同	4	衛門三郎	ナカヤマ
45	享徳2	3	キクマツ如	ヤハタ
44	同	3	善宗房	(ナシ)
43	宝徳3	3	キクマツ女	ナカヤマハタ
42	同	5	弥五郎	イスイタニ
41	同	3	衛門三郎	ヲシクマ
40	同	3	衛門太郎	ナカヤマ
39	同	4	三郎五郎	(ナシ)
38	同	3	イヌ女	三条
37	文安3	3	□□五郎	タラ□
36	文安2	2	シフチ	イスイタニ
35	嘉吉2	3	次郎三郎	ヲシクマ
34	同	13	彦太郎	中山
33	同	8	石 <small>イシ</small> 太郎	ヲウカワハタ
32	同	7	宝来殿	(ナシ) (宝来カ)
31	同	5	?	?
30	同	?	?	?
87	同	?	?	?
86	同	3	次郎女	?
85	同	3	エモ四郎	ナカヤマ
84	同	3	ヒメ <small>(マカ)</small>	ヤマシロ
83	同	3	ツル <small>(マカ)</small>	カラヤ
82	同	3	ウコノ大郎	ナカヤマ
81	同	2	又三郎	(?)
80	同	9	ヒメ <small>(マカ)</small>	ナカヤマ
79	同	3	ヒメ <small>(マカ)</small>	ナカヤマ
78	同	8	トナリ如 <small>(カ)</small>	ヲシクマ
77	同	7	チヨ如 <small>(カ)</small>	ホンケン
76	同	3	?	ヲシクマ
75	同	3	ヒメ如 <small>(カ)</small>	トヒ
74	同	3	コ二郎	ヤマシロ
73	同	3	又六	フケンシ
72	同	3	エモ四郎	フケンシ
71	同	6	七如 <small>(カ)</small>	フケンシ
70	同	3	□□如 <small>(カ)</small>	フケンシ
69	同	3	フチイシ如 <small>(カ)</small>	ヲウノ
68	同	3	シソ <small>(カ)</small>	ヤマシロ
67	同	5	シソ <small>(カ)</small>	カラヤ
66	同	2	ヒヤウヘ太郎	ナカヤマ
65	同	3	二郎三郎	(?)
64	同	3	ヒコ二郎	ナカヤマ
63	同	3	?	(?)
62	明応2	2	トウ二郎	(ナシ)
61	同	16	コホシ女	ヲシクマ
60	同	9	?	(?)

秋篠寺調査概要

番頭	氏名	住所
3	子ミ女	ミサ、キ
3	四郎太郎	ラシクマ
3	コホウシ	タカヤマ
3	助三郎	中山
?	ナラワカ如(女)	?
3	ナラワカ如(女)	ヨウカワ
3	ホソ如(女)	ヨウカワ
3	ナラノ女	ナラン
3	マツ如(女)	九チヨウ
3	ケン四郎	中山
3	三郎太郎	中山
3	アイシユ女	ナカヤマ
?	ケンシウ	ナカヤマ
3	弥三郎	ナカヤマ
3	八郎二郎	ヨシクマ
3	ヒメ女	ヨシクマ
3	シフ如(女)	ヨシクマ
3	太郎五郎	ヨシクマ
?	クマ	ラシクマ
?	阿古女	カイチウ山
?	アキノ	比沙門堂
?	一郎	(ナシ)
?	イナヤツマ	イナヤツマ
?	イヤ(次郎)	(ナカヤマカ)

「住所」欄

(ナシ) — 記載のないもの
 (?) — 記載の有無不明
 ? — 記載あるも不明

〔第2表 年号を欠くもの〕

104	同	3	ヒメワカ女	ラシクマ	フクタトノ	クワンソウハウ	?
103	同 4	3	六郎太郎	ラシクマ	マタ三郎	六郎上殿御内	(ナシ)
102	同	3	サエモン	中山	ウマノ二郎	?	?
101	同	3	サイ二郎	大川	?	?	?
100	同 3	3	三郎太郎	大川	ヒコ七	カモ	ナラ
99	同カ	3	コ	ラシクマ	ヒコ二郎	イヌイタニ	(?)
98	同	3	カメ如(女)	タワラ	フチイン如(女)	イヌイタニ	(?)
97	永正2	3	ヨモ四郎	ラシクマ	ラトク女	中山	ラシクマ
96	同	3	ヨモ四郎	ラシクマ	ヤ五郎	中山	ナラ
95	同	3	タケワカ	ラシクマ	サコノ二郎	ラシクマ	西小田原
94	同 4	3	ナラホウシ	ラシクマ	?	ナラ	大川
93	同	3	チヨ如(女)	テ	春満女	ナラ	大川
92	同 3	3	フチマツ如(女)	ヒカシワキタ	?	ナラ	大川
91	同	3	三郎四郎	ラシクマ	?	ナラ	大川
90	同	3	フチツル如(女)	サンテツ	?	ナラ	大川
89	文亀2	2	サエモ九郎	(ナシ)	?	ナラ	大川
88	同	?	?	(?)	?	ナラ	大川
120	同	3	フクタトノ	中山	ウマノ二郎	?	?
119	同 9	3	マタ三郎	中山	ヒメフチ如	?	?
118	同	3	ウマノ二郎	中山	?	?	?
117	同	3	?	?	?	?	?
116	同	3	?	?	?	?	?
115	同	3	ヒコ七	カモ	?	?	?
114	同	3	ヒコ二郎	ラシクマ	?	?	?
113	同	3	フチイン如(女)	イヌイタニ	?	?	?
112	同	3	ラトク女	中山	?	?	?
111	同 8	3	ヤ五郎	中山	?	?	?
110	同	3	サコノ二郎	ラシクマ	?	?	?
109	同	3	?	ナラ	?	?	?
103	同カ	?	春満女	ナラ	?	?	?
107	同 6	3	キヤウフ四郎	大川	?	?	?
106	同	3	フクタトノ	大川	?	?	?
105	同 5	3	フクタトノ	大川	?	?	?
134	大永4	3	六郎上殿御内	(ナシ)	?	?	?
133	同	?	?	?	?	?	?
132	同	3	八郎二郎	中山	?	?	?
131	同	3	ヤ大郎	ナラ	?	?	?
130	同 12	3	?	(?)	?	?	?
129	同	3	四郎太郎	ラシクマ	?	?	?
128	同	3	サイ二郎	ナラ	?	?	?
127	同	3	コフチ	ナラ	?	?	?
126	同	3	石松	西大寺	?	?	?
125	同 11	2	サコノ大郎	大川	?	?	?
124	同	3	マツ如(女)	ヤマタ	?	?	?
123	同 10	3	二(郎)四郎	中山	?	?	?
122	同	3	クワンソウハウ	?	?	?	?
121	同	3	クワンソウハウ	?	?	?	?

のすぐ北に当る忍熊・中山・大川の三ヶ所で過半数を占めている。ところがこのように数の多い三ヶ所でも、同一人物が見られないことは注目してよい。史料は一部しか残っていないから、同一人物が再度勤仕することはなかつたというとはできない。しかしこのように現在知られる限りでは、男女を問わず同一人物がいらないということから考えると、忍熊・中山・大川などでは有力者のみならず、かなり広い階層の住民までが交替で頭役を勤仕することになつていたのであろうか。

その他の地で頭役を勤仕した者は西大寺・菅原・山陵・宝来・ホンケン（法華寺）など秋篠寺から比較的近いところの他に、やや離れた奈良・三条・九条・高山など、東方山間部を除く現在の奈良市域附近に分布している。

しかし更に注目すべきことは、それが山城南部にまで及んでいることである。乾谷・柘榴・山田の地は、山城国とはいつても秋篠寺から直線距離で4km足らずで、奈良よりは近距離にある。ところが加茂・カイチウセン（海住山）はかなり遠距離にあり、こうしたところからもわざわざ夜莊殿頭役を勤仕しに来ている。

このように頭役の勤仕者は寺の附近から奈良、更には南山城にかけて分布している。その分布がかなり広範囲であることから考えると、頭役勤仕者は単に所領関係のみによるものではなく、当寺に対する信仰がこの地域にかなり広まっていたことにもよるのではなからうか。

なおこの他に2点の卅三所順礼札がある。この木札の一つは次のとおりである。



第3図 順礼札

「札 卅三所順礼同行二人

明応五年丙辰卯月廿二日

中央には一円孔が穿たれており、巡礼者が当寺の堂舎のしかるべき所に懸けていつたものであろう。最初の梵字は形が乱れてはいるが、十一面観音を意味する「キヤ」と考えられる。また今一つの巡礼札の頭には左半分を欠いてはいるが梵字の「キリク」と見られるものおよびその右下に「サ」（観音）があり、阿弥陀・観音・勢至の三尊と推定される。したがつてこの「卅三所」はおそらくは三十三所観音（西国）のことと考えられる。巡礼者が観音霊場巡礼の途次、秋篠寺に立寄り、この札を懸けていつたのであろう。

中世の秋篠寺を研究するに当つて、史料の乏しいことがその妨げとなつてゐる。以上に述べた木札はその数も多く、内容的にもよくまとまつており、中世における当寺の地位を知る上で重要な手懸りの一つとなる。また当時の庶民の信仰を知るのにも役立つものである。しかもこうした木札は比較的遺品が少く、そうした点においても貴重な資料といえよう。

（田中 稔）

4 絵馬

新出の絵馬は5点（7片）、完形のものはない。その概況はつぎの

如くである。

〔品質・形状〕1、「応永」銘黒駒絵馬。高6.1cm、巾14.7cm。桧板、上部に（小穴2、裏面）生漆を塗り小面取。下部欠落。銘文『奉施』「応永」。〔第4図〕

2、奉薬師絵馬。上片・高4.4、巾15.6、下片・高4.4cm。杉板、上片上部に小穴2。上・下2片に分れ中間部分は欠落。銘文『秋篠』薬師

〔礼馬〕右心 令満足「如伴敬白」長「卯月廿七」。〔第5図〕

3、朱彩絵馬。高5.1、巾7.4cm。桧薄板。上部に小穴1。いま2片にわかれているが一具。馬身を朱で刷く。

4、人面のある絵馬。高2.3、巾8.4cm。杉板。小穴1。下部欠落。

5、馬脚の絵馬。高4.6、巾18.3cm。杉板。上部欠落。

「技法」板の素地の上に、墨描、朱の淡彩という単純な技法である。

デッサン力は巧緻とはいえない。技法・造型力ともいかにも素人くさい庶民性ゆたかな絵馬である。いづれ

第4図 応永銘絵馬

も小型で、上辺に紐穴と考えられる小穴が一つ、二つがたれていて、奉懸の状態を想像

させる。とくに、「応永」銘黒駒については、馬身を墨で平塗し、鼻梁やたてがみなどの細部を彫つて表現している技法や、銘文のみられる裏面の生漆塗、小面取のつくりなどが注目される。

〔内容〕古代の祈雨、祈晴にかかわる黒駒、赤毛馬の伝統を、かすかに形としては伝えていて、近世通見の風俗絵馬と別の趣をもっている。

しかし神前の寄進としてはなく、薬師仏への御礼奉納の絵馬であることは、前項木札類の性質と徴して考慮に値する。また、紀年銘が「応永（1391-1423）、長祿（1457-1460）か長享（1487-1489）」にのぼることは、ほとんど空白の室町中期以前の絵馬資料として注目される点である。

なお、これらの一部については、「秋篠寺新出の絵馬」一、大和文化研究・第10巻2号において紹介しているので、参照されたい。（平田 寛）

第5図 長祿（享）銘絵馬

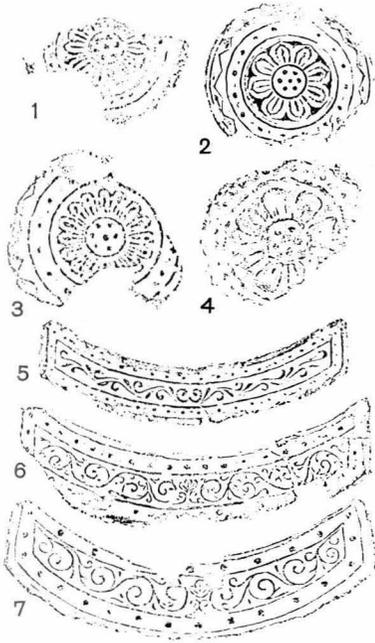
5 瓦

秋篠寺には、同寺付近で出土した瓦が一部あつめられており、今回これらの瓦を調査した。

調査による最大の収獲は、緑釉軒丸瓦（径13cm、厚さ2.4cm）をみいだしたことである。複弁六弁に間弁を配した、奈良末の形式（1）であつて、地は淡褐色を呈し、淡緑色の釉は、いま大部分剥落している。

奈良時代の瓦は、軒丸瓦五形式、軒平瓦一形式の35点である。このうち軒平瓦の一形式（5）は15点を占め、うち7点が東塔跡出土品である。

他の形式は、1、2点ずつみられるにすぎない。平城宮跡出土瓦と同範のものとしては、6285・6307（3）・6314A（2）・6760（6）の各形式があり、東大寺出土瓦と同範の6788形式もみられる（5）。



第6図 秋篠寺所蔵瓦

平安時代の瓦（4）・鎌倉時代の瓦はおのこの点数ずつのみである。室町時代以降の瓦は30数点あり、軒丸瓦には巴文をもつものが多い。

（佐原 真）

口絵・木簡

若湯坐少鎌
造酒司符長等犬甘名事

日置菜
宣者言從給狀知必番日向□□

難酒志紀郡

清酒中

荒河郷御酒米五斗

丹後国竹野郡葦野郷採部古与曾赤春米五斗

監物史生等謹啓 酒一二合

右依望處分□□以狀

山田郡建侶酒部枚夫赤米

兩村郷御酒米五斗

八弁郷春御酒米五斗